

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和5年5月26日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 大和リース株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ一関 一関市中里字在家11番地1ほか
- (3) 変更した事項
  - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
  - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
  - ア 令和3年4月1日
  - イ 平成20年12月10日、平成28年1月29日、平成30年3月1日及び令和2年8月21日
- (5) 変更の理由
  - ア 設置者の代表者の変更のため
  - イ 小売業者の名称、住所及び代表者の変更並びに退店のため

2 届出年月日 令和5年5月11日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所